

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年2月13日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都文化財建造物研究所

(2) 代表者の氏名

川嶋 一雄

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区麩屋町通二条上る布袋屋町510

(4) 定款に記載された目的

この法人は,主に伝統的神社・仏閣の歴史的建造物の調査・修復事業を中心に広く文化財全般に携わり,修復技術の向上を図り貴重な文化財を後世に伝え,そのために文化財の調査・設計・監理手法と工作技術の研鑽,修復に携わる技術者の育成,施工業者の指導・教育と後継者の養成を行い,歴史・文化の発展に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年2月5日

(文化市民局地域自治推進室)